講義の内容について

【自己紹介】

今晩は。生まれてすぐ難聴になった高岡です。

大学院で学ぶ皆さんに講義したことがないので、どのような話をしたら良いか分かりません。他の講師のような経験も肩書きもありません。

ただの難聴者というだけです。難聴という障害がどのような障害で何が問題なのかは話せると思います。私の声から立ち振る舞いで難聴という障害、難聴者という人間を見ていただくことしか出来ません。

今日は自己紹介から，難聴者の一人の状況、難聴という障害を理解していただきます。自分の聞こえの遍歴を「オーディオグラフィ」と名付けました。オーディオロジストは聴覚専門家、オーディオグラムは聴覚図というようにオーディオは音響機器のことではなく「聴覚」のことです。

【佐村河内氏問題】

いわゆる佐村河内氏の問題をしたいと思います。

佐村河内氏は、ご承知のように二つの罪を犯しました。作曲することと自分を完全なろう者と偽ったことです。作曲家であることはろうであることと結びついています。曲すら全然聞こえないのに、作曲をしていたとアピールしていたのです。

もう一つは、全ろうだが少し一定聞こえると偽っていたことは多くの難聴者に困惑と怒りを呼び起こしました。

ここで、佐村河内氏問題は難聴者の状態を真に理解した報道が行われるならば多くの難聴者を救うこととなったのですが、逆に社会の中で人々の信用を得ようともがいている難聴者に冷や水を浴びせるものでした。つまり、「聞こえるのに聞こえない」ことが真実と認められなくなってしまったからです。まさに、難聴者はこの無理解に苦しんでいますが、「本当は聞こえるんだろう」とか「都合の悪いときだけ聞こえない振りをして」「影で話していることが聞こえて、今言ったことが聞こえないのはなぜか」とか言われてしまいました。

この佐村河内氏が言ったことについてはネットでも非難が渦巻いています。最後のリソースに幾つか掲げていますが、聴覚専門家の大沼直紀先生は「会長日誌」2級だった聴覚障害者が聞こえるようになることはあり得ないと言っています。2級というのは感音性難聴です。現代医学では人工聴覚器を装用しない限り聞こえるようにならないと言っています。

【聞こえの仕組み】

今は、学校教育の中でも難聴ということをきちんと学習する機会がないです。音は耳介で集音され、外耳道を通って鼓膜に到達し、鼓膜に付いたあぶみ骨、ツチ骨、砧骨を通じて蝸牛に増幅されて伝わります。蝸牛ではリンパ液に浸された有毛細胞が振動を受けて電気信号を発します。聴神経を通じて電気信号が脳に伝えられて音を感じます。つまり、耳で聞くのではなく脳で聞くのです。

※資料配布、ビデオ視聴

【難聴であること】

自分で理解しにくいこと。よって人に理解されにくいこと。

共通体験を持ちにくいこと。耳栓をしても聞こえてしまいます。

感覚器の障害ですから共通体験がないと伝えられません。

しかし聞こえの状態は言葉で表しにくいのです。

【難聴問題の解決のために】

全難聴は佐村河内氏問題が起きた時に、厚生労働大臣宛の要望書を出し、社会に対して声明を発表しました。障害の認定について、視聴覚障害者団体4団体共同で要望書を出しました。認定の考え方を変えて欲しいということです。

※資料参照

障害者権利条約の障害について、身体障害、知的障害、精神障害、感覚障害とされていることはご存じでしょうか。この視聴覚の感覚器障害はいずれも情報・コミュニケーションの障害に深い関わりがあります。

【身体障害としての聴覚障害】

身体障害者福祉法で、聴覚障害に付いて定義されています。

つまり、両耳70dB以上、片耳90dB以上が聴覚障害の最低ラインとされています。それとは別に、語音明瞭度によっても聴覚障害に認定されます。50％以下の認識だと4級になります。

この身体障害の基準に付いて、全難聴で調査した結果があります。この基準の元は昭和2年、1927年に工場法施行例が制定されたものが元になっています。

ガラパゴスもいいところですが労働能力喪失度によって障害の等級が定められています。これは難聴者の生活の困難度とは別のものです。

※資料参照

【難聴者施策】

難聴の支援の必要性　その１（まだ途中です）

１．難聴者の支援は、支援の窓口にたどり着いた時までに様々な遍歴エクスぺリンスがあり、多様。

一人一人に、その経験に合わせて、前向きなコミュニケーションへの気持ちを持ってもらうことが必要。支援の専門性が必要

２．難聴者のコミュニケーションについて、自分でも理解しにくい。その説明出来る力量を身につける必要がある。

（例１）

手話を使うろう者と聴覚と視覚を活用する難聴者の情報アクセスとコミュニケーションの違い

音声を使う難聴者は外乱が大きい　外乱には周囲の音の他に相手の話し方が様々なことも含まれる。

その外乱は多様なので自分でコントロール出来る人が少ない　コミュニケーションの困難さが増す。

手話の場合は、見えさえすれば通じやすい、外乱の要素があっても手話通訳がそれをカバーする。

３．難聴になるのではなく、難聴にさせられている。

難聴者の有り様、難聴者になる。

高齢者、難聴児とも納得のいく説明の機会がなく「難聴」にさせられてしまっている。

cf.「認知症にさせられてしまっている」「寝たきりにさせられてしまっている」

【新たな難聴者施策】

◎意思疎通支援事業

一般的な「コミュニケーション」の漢字の同義語ではなく、障害者権利条約の定義のcommunicationの政府訳語の「意思疎通」を用いたと考えるべき。

◎しかし、法律名に出てこない。法律名に出すべき。今は事業名でしかない。

この権利条約の定義の「意思疎通」は全てのコミュニケーションの手段、様式、方法が含まれており、障害者基本法第3条により、厚生労働省は全ての障害者の意思疎通の支援する事業をしなければならなくなったため、「意思疎通」を用いたのです。

◎難聴者の就労問題、水野英子。第一生命経済研究所ライフデザイン本部。

「聴覚障害者の希望を職場で伝えることの重要性-働く聴覚障害者・健聴者のコミュニケーションに関する調査からー上席主任研究員　水野英子」など

<http://group.dai-ichi-life.co.jp/dlri/ldi/report/rp1407d.pdf>

◎福岡県大牟田市の認知症の人々を地域全体の理解を高めて見守る体制が出来ています。医師や専門家がネットワーク作りに協力しています。同じように難聴者も地域の理解を得て安心して暮らせるようにしたいと考えています。

ろう者に対する地域理解のために手話講習会事業が開催され、ボランティアの手話サークルもあります。要約筆記奉仕員養成事業がなくなった今、難聴者に対する地域理解のためにどういう事業が必要で、どこで活動すればいいのでしょうか。

◎イギリスのデイリーメール紙は、たった一晩のクラブでも難聴になりうると医師の警告を紹介しています。多くの人が自分の難聴になった経験をコメントしています。

クラブとフットボール(サッカー)の試合を同じように大音量の被曝する場としているのは英国らしい。

【難聴者にとっての情報保障とは】

アメリカでは9月から新学期が始まります。「難聴児のための教室における聞こえの向上のためのヒント集」が「ヒアリング・ヘルス・ファンデーション」から出ているのはさすがですね。

内容は、補聴器をしている難聴児は教室や体育館、ホールなどはうるさくて、聞く環境としては良くない。いろいろな工夫をしようと提案しています。

・教室の前に座ろう

・エアコンや音のでる機器のそばに座らない

・FMなど補聴援助システムの活用をしよう

・雑音の中で言葉を聞き取る練習も有効です

・学校にカーテンや防音素材を使ってもらおう

【難聴者と手話】

【難聴者の文字コミュニケーション】

「リアルタイム全文文字入力による字幕制作は、磁気ループと同じ環境整備の一つではないかと考えました。

磁気ループは補聴器や人工内耳装用者には良い聴覚補償手段と言われますが、相手の話を自分の耳で聞く手段です。もし話し手が早口だったり、モゴモゴ話す人で、聞き取れなかったらそれまでになってしまいます。またマイク入力のレベル調整とかループ設置方法とかきちんと環境整備しないと聞こえません。

リアルタイムで音声を文字で表した字幕も、相手の話を見る手段です。見てもわからなかったらそれまでになってしまいます。

例えば何かの講義でパワーポイントのスライドや手元の資料、本を見なくてはならない時、字幕をじっくり読んでいる間がないでしょう。それでもう一度読まないと分からないのでログが必要になります。話し手が要領を得ない 話し方をした場合、早口で話された場合も文字の羅列になって何を言いたいのか分からないでしょう。

話された言葉をそのまま聞こえやすい形で提供することとそのまま文字にして提供することは、受けた本人が理解できるかどうかまでは責任は持たないのです。環境整備だからです。

相手に理解できるように意味を伝えるのが「通訳」です。意思の仲介ですね。手話通訳も要約筆記も手話と文字の違いはありますが相手に分かるように伝えるのです。話し言葉を読んですぐ理解出来る書き言葉に再構築するのが要約筆記です。」

【佐村河内氏問題】

聴覚障害の身体障害者手帳の等級認定問題（メモ）

１．聴覚障害の問題は、身体障害者手帳問題に矮小化されてはなりません。

２．障害の定義は、国連障害者権利条約の前文（ｅ）にあるとおり、社会の態度（理解）や環境による障壁により、の大きな影響を受けるものです。社会的障壁（障害を持つものと持たないもの格差の元となるあらゆる事物）障害が重くも軽くもなります。

３．障害者福祉サービス内容が聴覚障害の等級により差があることが問題です。就労や地域生活、就学などの社会的生活の困難さは「聴力検査」で測れず、聴力検査を各種実施することではなく一人一人の状況に合わせた支援サービスが確保される制度こそが必要です。

４．難聴を医学的な機能的障害として評価するためには、伝統的な「聴力検査」、「語音弁別検査」に加え、「環境による聞き取り検査」が必要です。

つまり、複数の人が同時に話すような会議の聞き取り、街頭やテレビその他の騒音のある場での聞き取り、数メートル離れた会話の聞き取り、電話による聞き取りなどが「検査」されるべきです。

これは、国連統計委員会に報告されている方法であり、厚生労働省の障害者手帳を持たない障害者実態調査にあたり、全難聴が繰り返し、要望したことです。全て無視されました。

◎記者会見と報道　2/12

◎国会で田村大臣が「聴力検査を脳反応を含めて厳しい検査を実施する」と答弁。

2/21閣議後、田村大臣が「検討会の設置」を検討指示。

◎2月21日、四団体が要望書。「障害者総合支援法附則第三条に伴う検討会の設置について」

◎3月10日全難聴の田村厚生労働大臣宛要望書「聴覚障害認定に係る要望」※資料参照

◎3月24日全難聴の声明「難聴の聞こえと難聴者・中途失聴者への正しい理解を（声明）」※資料参照

◎3月26日、四団体士聴覚障害の基準の検討会設置「要望書」※資料参照

◎厚生労働省「聴覚障害の認定方法に関する検討会」設置。

3月26日第1回

9月2日第２回　S氏の例は特別、普通は詐病は発見出来る。新たな検査は不要。新たな検査方法は負担になる。手帳で70dB以上となっていることが問題、聴覚障害の認定には福祉サービスの拡大の方向でと要望。

10月30日第３回　「突然の全ろうの判定には脳検査を実施を義務付け」と決定。

◎厚生労働省の検討委員会（10/30）の決定について　毎日新聞より　2014年10月31日0時22分配信

「同省は、聴力は段階的に低下することが多く、突然全ろうになるのは非常に珍しいと指摘。３～６級の手帳取得歴がない人を２級と診断する場合、指定医に音が聞こえていないか脳波を調べる聴性脳幹反応（ＡＢＲ）検査などを義務付ける。

　ＡＢＲ検査を全手帳申請者に実施することについては、検査機器があり指定医がいる医療機関が２割しかないため難しいとした。また、専門性向上を図るため、都道府県などに日本耳鼻咽喉（いんこう）科学会の専門医を指定医とするよう求める。」

これは問題になる。通常の聴力検査を受けて2級相当の結果が出たらさらにABR検査を受けるのだろうか。9月2日の検討会の議事録が出ているが、こうした方向の議論はなかった。

突発性難聴は通常は片耳に起きる。特発性難聴は両耳同時に起きると言われ、2級は特発性難聴だろう。どちらも手帳の取得なしに、医師の診断による難病指定により身体障害者福祉サービスが受給できる。

特発性難聴になり、心理的にも動揺している段階で、詐病を疑うような検査なら拒否されかねない。軽度難聴、あるいは重度難聴であっても身体障害者手帳を申請しない人がいないと限らない。行政がそうした人にも2級の判定にABR検査を求めるのか。

唐突な感がする。国会で追求され、厚生労働大臣が検討すると言って始まった検討会が従来どおりのままでは終えられなかったということか。

厚生労働省「第２回「障害福祉サービス等報酬改定検討チーム」　議事録」より2014年7月15日

○全日本難聴者・中途失聴者団体連合会　高岡です。私どもの要望は、障害の等級に関するものでした。これは福祉サービス、地域生活支援事業のサービスにかかわらず、サービスを受ける基準になっているのですが、現在の身体障害者の程度等級は、日本では昭和 2 年 (1927 年 ) の工場法施行令が改定されたときのまま使われているのです。その中で両耳 70dB 以上などの聴覚障害が 6 級の労働能力喪失程度、 56 ％に該当し、 50 ％を超えたことから障害者に入ったのです。それ以下の聴力レベルは労働能力損失程度が 50 ％以下だったので、障害者とみなされない。その規定が今でも続いているわけです。昭和 2 年 (1927 年 ) です。そういった古い規定を、今、障害者権利条約が批准されているときにも使われていることの異常さを、厚生労働省もアドバイザーの方もよく認識していただきたいと思います。

◎横浜市中途失聴・難聴者協会理事長「あなた方はただ声が聞こえないだけと思っているでしょうが、こっちは聞こえないだけではなく声にこもっている感情や気持ちが伝わらないから不安になるんだ」（横浜市当局に言った言葉）

◎大沼直紀会長日誌より

会長日誌 大沼直紀「2014年2月13日(木)：治せる難聴と治せない難聴」より(部分)

会長日誌

大沼直紀（東京大学 先端科学技術研究センター）

2014年2月13日(木)：治せる難聴と治せない難聴

●「聴覚障害2級の障害者手帳を持つ（偽）作曲家」は、未だに自ら顔を見せ問題の経緯を説明しようとはしないようだが、「3年ほど前から聴力が回復し聞こえるようになってきた」と弁護人が語ったことが報道された。作曲の嘘に加え、さらに難聴についても嘘を重ねるのだとしたら、聴覚障害者や難聴に対する世の中の誤解と無理解をいっそう招くのではないかと心配である。

●耳鼻科医や聴覚障害学の専門家であれば、10年以上も治ることなく続いていた100デシベル以上の重度難聴がこの数年で軽度中等度に変化することなどあり得ないと直ぐに分かる。「聴覚障害2級」が認定される聴力の損失のレベルは非常に重く、そのような重度の聞こえ難さをもたらすのは「感音性難聴」であり、しかも残念ながら「感音性難聴」は自然に治ったりするものではない。内耳の蝸牛（かたつむり管）にある感覚細胞（有毛細胞）の故障が主な原因で聞こえなくなる「感音性難聴」　は、一度死んでしまった細胞は生き返らないのと同様に、治ることはない。治したくとも治せない重度難聴であるから「2級」なのである。

以下、省略。

全文はこちらから、2月１３日をご覧ください。

<http://www.normanet.ne.jp/~eaa/kaityounissi/nissitop.html>

◎聞こえても難聴なんですINDEX

<http://kilis.at.webry.info/201403/article_1.html>